第213期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

（事業報告）

当行の新株予約権等に関する事項

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

特定完全子会社に関する事項

親会社等との間の取引に関する事項

会計参与に関する事項

その他

（計算書類）

株主資本等変動計算書

個別注記表

（連結計算書類）

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

（2018年4月 1日から
2019年3月31日まで）

株式会社大分銀行

上記の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（https://www.oitabank.co.jp/kabunushi/kabusiki/soukai/）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

（１）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取　　締　　役	①名称：株式会社大分銀行　第１回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2012 年８月６日 ③新株予約権の数：300 個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式　3,000 株 ⑤新株予約権の行使期間 　2012 年８月７日から 2042 年８月６日まで ⑥権利行使価格（１株当たり）：１円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	１名
	①名称：株式会社大分銀行　第２回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2013 年８月 19 日 ③新株予約権の数：477 個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式　4,770 株 ⑤新株予約権の行使期間 　2013 年８月 20 日から 2043 年８月 19 日まで ⑥権利行使価格（１株当たり）：１円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	３名
	①名称：株式会社大分銀行　第３回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2014 年８月 18 日 ③新株予約権の数：622 個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式　6,220 株 ⑤新株予約権の行使期間 　2014 年８月 19 日から 2044 年８月 18 日まで ⑥権利行使価格（１株当たり）：１円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	６名
	①名称：株式会社大分銀行　第４回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2015 年８月 17 日 ③新株予約権の数：579 個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式　5,790 株 ⑤新株予約権の行使期間 　2015 年８月 18 日から 2045 年８月 17 日まで ⑥権利行使価格（１株当たり）：１円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	７名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取　　締　　役	①名称：株式会社大分銀行　第５回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2016 年８月 22 日 ③新株予約権の数：1,064 個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式　10,640 株 ⑤新株予約権の行使期間 　2016 年８月 23 日から 2046 年８月 22 日まで ⑥権利行使価格（１株当たり）：１円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	７名
	①名称：株式会社大分銀行　第６回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2017 年８月 28 日 ③新株予約権の数：750 個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式　7,500 株 ⑤新株予約権の行使期間 　2017 年８月 29 日から 2047 年８月 28 日まで ⑥権利行使価格（１株当たり）：１円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	７名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取　　締　　役	①名称：株式会社大分銀行　第７回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2018 年８月 27 日 ③新株予約権の数：890 個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式　8,900 株 ⑤新株予約権の行使期間 　2018 年８月 28 日から 2048 年８月 27 日まで ⑥権利行使価格（１株当たり）：１円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	７名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
監　　査　　役	①名称：株式会社大分銀行　第３回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2014 年８月 18 日 ③新株予約権の数：77 個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式　770 株 ⑤新株予約権の行使期間 　2014 年８月 19 日から 2044 年８月 18 日まで ⑥権利行使価格（１株当たり）：１円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	１名
	①名称：株式会社大分銀行　第４回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2015 年８月 17 日 ③新株予約権の数：55 個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式　550 株 ⑤新株予約権の行使期間 　2015 年８月 18 日から 2045 年８月 17 日まで ⑥権利行使価格（１株当たり）：１円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	１名
	①名称：株式会社大分銀行　第５回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2016 年８月 22 日 ③新株予約権の数：95 個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式　950 株 ⑤新株予約権の行使期間 　2016 年８月 23 日から 2046 年８月 22 日まで ⑥権利行使価格（１株当たり）：１円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	１名

（注）2017 年 10 月１日付株式併合（10 株につき１株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

（２）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執　行　役　員	①名称：株式会社大分銀行　第７回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日：2018 年８月 27 日 ③新株予約権の数：548 個 ④目的となる株式の種類及び数：当行普通株式　5,480 株 ⑤新株予約権の行使期間 　2018 年８月 28 日から 2048 年８月 27 日まで ⑥権利行使価格（１株当たり）：１円 ⑦権利行使についての条件：（別記）	７名

（別記）
新株予約権者は、新株予約権を行使できる期間内において、当行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

株式会社大分銀行は、「倫理宣言」において「大分銀行および私たち役職員は、あらゆる法令等を遵守し、確固たる倫理観をもって、良き社会の一員として行動することを宣言します。」と謳っています。

この倫理宣言及び会社法に基づいて、取締役会は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務並びに当行及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための基本方針を以下の通り定め、当行の経営理念の実現を図っていくことといたします。

（１）取締役、執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役、執行役員が法令、定款及び当行の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範として、役員コンプライアンス・マニュアルを定める。

②取締役、執行役員は、行外で実施されるコンプライアンスに関する各種研修等へ出席し、取締役、執行役員として、求められるコンプライアンスへの認識を新たにすることに努めるものとする。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及びそれに関する各規程等に従い適切な保存及び管理を行う。その他、必要に応じて、各規程等の見直しを行うものとする。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①統合的リスク管理態勢を整備・確立するため、統合的リスク管理方針を定め、リスク管理の統括部署をリスク統括部とする。

②リスク管理委員会を設置し、リスクカテゴリー毎の各リスク管理部署による管理を通じて統合的なリスク管理を行う。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会の運営及び付議基準等を定めた「取締役会規程」を制定し、これに基づき取締役会を原則として月 2 回開催する。

②取締役会専決事項を除く業務執行に関する重要事項を協議決定する機関として常務会を設置するほか、各種専門委員会、その他会議体を組成する。

③業務執行に係る組織、権限等を明確化するため、「業務組織規程」及び「職務権限規程」を制定する。

（５）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①経営理念を制定し企業活動の基本理念を明確にするとともに、法令等遵守方針を定め、法令等遵守規程及びコンプライアンス・マニュアルに基づき、使用人全員が法令及び定款を遵守する体制を構築する。

②リスク統括部でコンプライアンス・プログラムを策定し、リスク統括部及び関連部署で、これに沿った行員教育を実施する。その他、監査部は各部署のコンプライアンス態勢の監査を実施する。

③リスク統括部を窓口とするホットライン（内部通報制度）を設け、全使用人が法令及び定款等に違反する行為を発見した場合の通報体制を構築する。

（６）当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の運営に関する基本的な事項について定めるとともに当行と子会社の連携強化を図り、大分銀行グループ全体として健全経営のもと発展していくことを目的として大分銀行グループ会社運営規程を制定する。

②当行及び子会社は、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告の適切性を確保するための内部統制の態勢を整備する。

③子会社において、大分銀行グループ会社運営規程で定める子会社から当行への協議・報告事項等が発生した場合には、適宜所管部へ報告を行う。所管部は必要に応じ、子会社の統括部署である総合企画部及び取締役・監査役等へ報告を行う。

④当行は、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理するため、大分銀行グループ会社運営規程において、銀行のリスクカテゴリー毎の所管部署が子会社におけるリスクを適切に管理することを定める。

⑤当行は、中期経営計画を策定するにあたり、子会社に対し、当行の方針に沿った中期経営計画の策定を指示する。また、当該中期経営計画を具体化するため、子会社に対し、毎事業期ごとの業務方針及び予算計画等の策定を指示する。

⑥当行は、子会社に対し、コンプライアインス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの策定を指示する。

⑦監査部は、内部監査規程、大分銀行グループ会社運営規程及び当行と子会社との監査委託契約に基づき、業務監査及び自己査定監査を実施する。

（７）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき部署として監査役室を設置し、専任の補助使用人を１名以上配置する。

（８）監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役会及び監査役の指揮命令下で職務を遂行し、補助使用人の人事異動、人事考課、懲戒処分に関しては、監査役会の同意を得るものとする。

②監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、個別職務権限で規定する監査役室の分掌事項に基づき職務を遂行する。

（９）取締役、執行役員及び使用人が監査役へ報告するための体制

①当行の取締役、執行役員及び使用人は、報告すべき事項を監査役会と協議して定めた上、その協議結果に基づいて報告を行う。主たる報告事項は次の通りとする。

イ．業務の遂行状況及び財務の状況

ロ．内部監査部門が実施した内部監査の結果

ハ．リスク及びリスク管理の状況

ニ．法令等遵守に関する状況

ホ．ホットライン通報の内容

②子会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告するための体制

イ．子会社の役員及び使用人は、当行監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行う。

ロ．子会社の役員及び使用人は、法令等違反行為、当行又は当行の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合には、直ちに当該子会社の内部管理部署へ報告を行うか、ホットラインに通報する。

ハ．ロにより報告を受けた場合、当該部署の責任者は、当行監査役に速やかに報告する。

（10）監査役に報告した者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行は、（９）記載の当行監査役への報告を行ったすべての者について、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当行及び子会社に周知徹底する。

（11）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

①監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

②当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎期一定の予算を設ける。

（12）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び取締役は、監査役監査の重要性と有用性について認識し、監査役監査が実効的に実施できる体制を確保する。その他、代表取締役は、監査役会と監査役監査の環境整備について定期的に意見交換するものとする。

（13）反社会的勢力排除に向けた体制

①当行の企業倫理に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは毅然として対決する。

②「反社会的勢力管理対応マニュアル」を定め、それに基づき以下の管理体制を整備する。

イ．反社会的勢力に関する主たる統括部署をリスク統括部とし、反社会的勢力への対応について必要に応じて警察等関係行政機関、弁護士等と連携をとりつつ、関係部門間の横断的協力体制など適切な対応に向けた指導を行う。

ロ．営業戦略部お客さまサービス室は、反社会的勢力との取引を防止するための事前審査を行う体制整備として、反社会的勢力に関する情報収集、分析及び一元的管理を行う。

ハ. 各業務所管部は、業務に関連した反社会的勢力に関する情報を把握し、営業戦略部お客さまサービス室及びリスク統括部への報告・連絡等の連携を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりであります。

（１）取締役、執行役員の職務執行

①取締役会は、当事業年度において 24 回開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定いたしました。また取締役会専決事項を除く業務執行に関する重要事項を協議決定する機関として設置している常務会は原則毎週開催しており、当事業年度においては、40 回開催いたしました。

②取締役、執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制としては、当事業年度において新任役員へ役員コンプライアンス・マニュアルを交付したほか、外部機関で実施されたコンプライアンスを含む役員向けの研修・セミナーへ役員９名を派遣いたしました。

（２）リスク管理体制

リスク管理委員会を 16 回開催し、リスク管理委員会規則に定めた事項の協議・報告を行うとともに、重要事項については、取締役会への報告を行いました。

（３）コンプライアンス

①法令等遵守体制として、コンプライアンス・マニュアルは毎年度見直しを行っており、当事業年度においても４月に改定のうえ、パートタイマー含む全役職員へ配布し、周知徹底いたしました。

②年度毎のコンプライアンス・プログラムはコンプライアンス委員会での協議を踏まえ取締役会にて決議しています。策定したコンプライアンス・プログラムについては、行内研修・通牒類にて役職員への周知徹底を図るとともに、リスク統括部が毎月実施状況をモニタリングし、四半期毎にコンプライアンス委員会へ報告いたしました。

③また監査部による営業店監査・本部監査において、営業店 89 ヵ店と本部３部署に対し、コンプライアンス勉強会の開催状況、顧客情報の管理状況、反社会的勢力への対応状況等、コンプライアンス態勢の監査を実施いたしました。

（４）グループ管理体制

①当行グループにおける業務の適正を確保する体制として、当事業年度においては、銀行の取締役頭取、専務取締役、常務取締役、統括部署の長、及びグループ会社社長で構成される大分銀行グループ代表者会議を２回開催いたしました。またグループ会社の業務実績及び予想について、半期毎に経営陣に報告するとともに、グループ会社運営に係る重要事項については、必要に応じて取締役会または常務会へ報告しております。

②グループ会社に対する監査体制として、当事業年度においては、監査部が、グループ会社全社に対し資産査定監査を実施し、監査結果を取締役会に報告いたしました。

（５）監査役の監査体制

①監査役会は、当事業年度において 25 回開催し、監査方針、監査計画、監査結果等について協議いたしました。

②監査役への報告体制として、取締役の職務状況については、秘書室が四半期毎に報告を行いました。内部監査状況については、監査部が、常勤監査役に報告書を回付のほか、監査役全員が出席する取締役会へ毎月１回報告を行いました。リスク管理面では、常勤監査役１名が毎月開催のリスク管理委員会に出席したほか、リスク統括部が、毎月１回リスク及びリスク管理状況に関する報告を行いました。

③また、監査役監査の実効性向上のため、頭取との意見交換を４回、専務取締役・常務取締役との意見交換を２回、社外取締役との意見交換を２回実施いたしました。

特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

会計参与に関する事項

該当ありません。

その他

該当ありません。

第213期 （2018年4月 1日から 2019年3月31日まで） 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	19,598	10,582	19	10,602
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
別途積立金の積立				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	19,598	10,582	19	10,602

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,431	112	105,830	6,561	122,934	△2,322	150,812
当期変動額							
剰余金の配当				△1,337	△1,337		△1,337
当期純利益				4,922	4,922		4,922
自己株式の取得						△5	△5
別途積立金の積立			4,000	△4,000	—		—
土地再評価差額金の取崩				92	92		92
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	4,000	△322	3,677	△5	3,671
当期末残高	10,431	112	109,830	6,238	126,612	△2,327	154,484

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	23,989	△712	9,018	32,295	182	183,290
当期変動額						
剰余金の配当						△1,337
当期純利益						4,922
自己株式の取得						△5
別途積立金の積立						—
土地再評価差額金の取崩						92
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,931	182	△92	2,021	52	2,073
当期変動額合計	1,931	182	△92	2,021	52	5,745
当期末残高	25,920	△530	8,926	34,316	234	189,036

個　別　注　記　表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（２）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　５年～31 年

その他　　５年～20 年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　2012年７月４日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

（２）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（３）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

（４）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認めた額を計上しております。

７．ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号　2002 年２月 13 日。以下、「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

８．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における退職給付に係る会計処理の方法と異なっております。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．関係会社の株式及び出資金総額　　7,479 百万円

２．無担保の債券貸借取引により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に合計 20,287 百万円含まれております。

３．貸出金のうち、破綻先債権額は 2,112 百万円、延滞債権額は 39,455 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965 年政令第 97 号）第 96 条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

４．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 817 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

６．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 42,385 百万円であります。

なお、上記３．から６．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

７．手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 7,976 百万円であります。

８．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	123,072 百万円
その他資産（金融商品等差入担保金）	3,608 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	17,678 百万円
コールマネー	3,329 百万円
売現先勘定	10,337 百万円
債券貸借取引受入担保金	4,824 百万円
借用金	60,000 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券等 30,787 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 359 百万円が含まれております。

９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 579,782 百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 576,932 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998 年３月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　1998 年３月 31 日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（1998 年３月 31 日公布政令第 119 号）第２条第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計との差額　10,811 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　36,656 百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,863 百万円
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は 10,355 百万円であります。
14. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　34 百万円
15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額　99 百万円
16. 関係会社に対する金銭債権総額　7,208 百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額　11,969 百万円

（損益計算書関係）

１．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	52 百万円
役務取引等に係る収益総額	95 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	30 百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,295 百万円

２．「特別損失」には、廃止の意思決定等により投資額の回収が見込めなくなったため、県内外の営業用店舗等について 571 百万円の減損損失を計上しております。

上記、減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、その他の有形固定資産 571 百万円（所有土地 475 百万円、所有建物 95 百万円）であります。

稼動資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、県内においては連携して営業を行っているためブロック単位）をグルーピングの単位として取り扱っております。

また、遊休資産及び売却予定資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっております。正味売却価額は、資産又は資産グループの不動産鑑定価額等からその処分費用見込額を控除して算定しております。

３．関連当事者との間の取引

（１）子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	大分保証サービス株式会社	所有 直接 90.0% 間接 10.0%	役員の兼任	住宅ローン・消費者ローンの債務保証	315,975	—	—

（注）１．取引金額及び期末残高には、消費税等は含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

債務保証については、一般取引と同様な条件で行っております。

３．取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

（２）役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	岡村邦彦	大分市	—	当行監査役 弁護士	—	銀行取引	融資	30	貸出金	27
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 玉の湯 （注３）	由布市	30	観光旅館	—	銀行取引	融資	33	貸出金	36
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 玉の湯産業 （注３）	由布市	2	不動産 賃貸業	—	銀行取引	融資	109	貸出金	104

（注）１．取引金額及び期末残高には、消費税等は含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引と同様な条件で行っております。

３．当行取締役　桑野和泉氏及びその近親者が株式会社玉の湯及び株式会社玉の湯産業の議決権の 100%を所有しております。

４．取引金額は平均残高を記載しております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項　（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	511	1	—	513	（注）
合　計	511	1	—	513	

（注）自己株式の増加１千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

１．売買目的有価証券（2019年３月31日現在）

該当ありません。

２．満期保有目的の債券（2019 年３月 31 日現在）

該当ありません。

３．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2019 年３月 31 日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社・子法人等株式	―	―	―
関連法人等株式	―	―	―
合　計	―	―	―

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	7,479
関連法人等株式	―
合　計	7,479

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

４．その他有価証券（2019 年３月 31 日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	52,973	32,773	20,199
	債　券	640,057	630,766	9,290
	国　債	127,061	123,846	3,214
	地方債	214,184	211,103	3,080
	短期社債	―	―	―
	社　債	298,810	295,816	2,994
	その他	267,680	258,307	9,373
	小　計	960,711	921,848	38,863
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	6,319	7,107	△788
	債　券	43,489	43,556	△67
	国　債	―	―	―
	地方債	24,555	24,574	△18
	短期社債	―	―	―
	社　債	18,934	18,982	△48
	その他	97,926	99,091	△1,165
	小　計	147,735	149,755	△2,020
合　計		1,108,447	1,071,604	36,843

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株　式	2,012
その他	5,835
合　計	7,848

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

５．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2018 年４月１日 至 2019 年３月 31 日）

該当ありません。

６．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018 年４月１日 至 2019 年３月 31 日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株　式	30,233	2,025	2,213
債　券	17,863	39	—
国　債	13,963	37	—
地方債	3,000	—	—
短期社債	—	—	—
社　債	900	2	—
その他	141,745	1,246	6,729
合　計	189,843	3,312	8,942

７．保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

８．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における時価のある有価証券の減損処理は、該当ありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて 50%程度以上下落した場合であります。また、時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落した場合は、金融商品会計に関する実務指針に基づき当行が制定した基準に該当するものを時価が「著しく下落した」と判断しております。

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（2019 年３月 31 日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	17,874	△252

２．満期保有目的の金銭の信託（2019 年３月 31 日現在）

該当ありません。

３．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2019 年３月 31 日現在）

該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	6,748	百万円
退職給付引当金	1,904	
減価償却費	1,780	
その他	3,135	
繰延税金資産小計	13,568	
評価性引当額	△5,137	
繰延税金資産合計	8,431	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△10,922	
退職給付信託設定益	△1,448	
その他	△59	
繰延税金負債合計	△12,429	
繰延税金負債の純額	△3,998	百万円

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額　12,002 円 35 銭

なお、１株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

１株当たりの当期純利益金額　312 円 89 銭

潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　270 円 25 銭

なお、１株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

第 213 期 （2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資　本　金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,598	13,788	132,089	△2,322	163,154
当期変動額					
剰余金の配当			△1,337		△1,337
親会社株主に帰属する当期純利益			5,759		5,759
自己株式の取得				△5	△5
土地再評価差額金の取崩			92		92
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4,514	△5	4,509
当期末残高	19,598	13,788	136,604	△2,327	167,663

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合　計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土　地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	24,061	△712	9,018	599	32,967	182	55	196,359
当期変動額								
剰余金の配当								△1,337
親会社株主に帰属する当期純利益								5,759
自己株式の取得								△5
土地再評価差額金の取崩								92
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,893	182	△92	△969	1,014	52	1	1,068
当期変動額合計	1,893	182	△92	△969	1,014	52	1	5,578
当期末残高	25,954	△530	8,926	△369	33,981	234	57	201,937

連　結　注　記　表

連結計算書類の作成方針

１．連結の範囲に関する事項

（１）連結される子会社及び子法人等　８社

会社名

大銀ビジネスサービス株式会社

大銀オフィスサービス株式会社

大分リース株式会社

大分保証サービス株式会社

株式会社大分カード

大銀コンピュータサービス株式会社

株式会社大銀経済経営研究所

大分ベンチャーキャピタル株式会社

（２）非連結の子会社及び子法人等　６社

会社名

大分ブイシーサクセスファンド四号投資事業有限責任組合

おおいた自然エネルギーファンド投資事業有限責任組合

おおいたＰＯＲＴＡファンド投資事業有限責任組合

おおいた中小企業成長ファンド投資事業有限責任組合

おおいた農業法人育成ファンド投資事業有限責任組合

おおいたブリッジファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

（１）持分法適用の非連結の子会社及び子法人等並びに持分法適用の関連法人等

該当ありません。

（２）持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに持分法非適用の関連法人等　６社

会社名

大分ブイシーサクセスファンド四号投資事業有限責任組合

おおいた自然エネルギーファンド投資事業有限責任組合

おおいたＰＯＲＴＡファンド投資事業有限責任組合

おおいた中小企業成長ファンド投資事業有限責任組合

おおいた農業法人育成ファンド投資事業有限責任組合

おおいたブリッジファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

３．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

３月末日　　８社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

会計方針に関する事項

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（２）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　５年～31 年

その他　　５年～20 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産は、主として定率法により償却しております。

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号　2012 年７月４日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上して

おります。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお､破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

６．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

７．役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等において役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

８．睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認めた額を計上しております。

９．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

10．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11．リース取引の処理方法

（貸手側）

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時にその他業務収益とその他業務費用を計上する方法によっております。

12．重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号

2002年２月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

連結される子会社及び子法人等はヘッジ会計を行っておりません。

13. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．無担保の債券貸借取引により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に合計 20,287 百万円含まれております。

２．貸出金のうち、破綻先債権額は 2,313 百万円、延滞債権額は 39,743 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965 年政令第 97 号）第 96 条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 820 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 42,877 百万円であります。

なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 7,976 百万円であります。

７．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	123,072 百万円
その他資産（金融商品等差入担保金）	3,608 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	17,678 百万円
コールマネー及び売渡手形	3,329 百万円
売現先勘定	10,337 百万円
債券貸借取引受入担保金	4,824 百万円
借用金	60,000 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券等 30,787 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金 367 百万円が含まれております。

８．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は588,062百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが585,212百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが

必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

９．土地の再評価に関する法律（1998 年３月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　1998 年３月 31 日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（1998 年３月 31 日公布政令第 119 号）第２条第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計との差額　10,811百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額　37,847 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,863 百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は 10,355 百万円であります。

13. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　34 百万円

14. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額　99 百万円

（連結損益計算書関係）

１．「その他の経常収益」には、株式等売却益 3,017 百万円を含んでおります。

２．「その他の経常費用」には、株式等売却損 2,213 百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額 616 百万円を含んでおります。

３．「特別損失」には、廃止の意思決定等により投資額の回収が見込めなくなったため、県内外の営業用店舗等について 571 百万円の減損損失を計上しております。

上記、減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、その他の有形固定資産 571 百万円（所有土地 475 百万円、所有建物 95 百万円）であります。

稼動資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、県内においては連携して営業を行っているためブロック単位)をグルーピングの単位として取り扱っております。

また、遊休資産及び売却予定資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっております。正味売却価額は、資産又は資産グループの不動産鑑定価額等からその処分費用見込額を控除して算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

		当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式						
	普通株式	16,243	—	—	16,243	
	合　計	16,243	—	—	16,243	
自己株式						
	普通株式	511	1	—	513	(注)
	合　計	511	1	—	513	

（注）　自己株式の増加１千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

２．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	—					234	
合　計		—					234	

３．配当に関する事項

（１）当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018 年６月 26 日定時株主総会	普通株式	707	45.00	2018 年３月 31 日	2018 年６月 27 日
2018 年 11 月 12 日取締役会	普通株式	629	40.00	2018 年９月 30 日	2018 年 12 月 10 日
合　計		1,337			

（２）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2019年６月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①　配当金の総額　　629百万円
②　1株当たり配当額　　40.00円
③　基準日　　2019年３月31日
④　効力発生日　　2019年６月27日

なお、配当原資は、利益剰余金とすることを予定しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当行は、預金の受入れ、資金の貸付又は手形の割引、有価証券の引受けや売買等の金融商品の取扱いを主たる業務としていることから、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を多額に有しております。そのため、金利変動による不利な影響が生じないようＡＬＭ（資産負債総合管理）を実施し、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

また、連結される子会社及び子法人等には、リース業務やクレジットカード業務などの金融商品の取扱いを主たる業務としている子会社があります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当行並びに連結される子会社及び子法人等が保有する金融資産の主なもののうち、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しておりますが、それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なもののうち、預金や借入金は、一定の環境の下では市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引のうち、金利関連の金利スワップ取引は、ＡＬＭによるリスクヘッジの目的で行っております。主に将来の金利変動リスクに備えて、貸出金、債券等をヘッジ対象として受取変動・支払固定及び受取固定・支払変動の金利スワップ取引をヘッジ手段として行っております。

通貨関連の通貨スワップ取引、為替予約取引及びクーポンスワップ取引は、主に外貨建債権債務の為替相場変動リスク回避のためのヘッジ目的で行っております。

債券関連の債券先物取引は、主に自己売買業務として行っております。

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、業種別監査委員会報告第24号に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、連結される子会社及び子法人等においては、デリバティブ取引を行っておりません。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行は、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」等諸規程に従い、貸出業務に限らず、市場取引やオフバランス資産を含めた、銀行業務に係る全ての信用リスクを管理対象として、個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、信用情報管理、内部格付制度、経営改善支援や延滞管理・債権回収等問題債権への対応など与信管理に関する態勢を整備し運営しております。また、連結される子会社及び子法人等においても、各社の信用リスク管理規程等諸規程に従って、信用リスクを適切に管理する態勢を整備し運営しております。

これらの信用リスク管理は、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用リスク管理部署（審査部署、与信管理部署、問題債権の管理部署など）において行われ、信用リスクの状況や問題点等は信用リスク管理の統括部署である当行のリスク統括部が一体として管理しております。

なお、与信監査については、リスク統括部及び各信用リスク管理部署における信用リスク管理状況の適切性について、監査部署が監査を行う態勢としております。

②市場リスクの管理

当行は、「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理規程」に基づき、預貸金取引、市場取引及びオフバランス取引を含めた全ての市場リスクを管理対象として、市場リスク管理に関する態勢を整備し運営しております。預貸金に係る市場リスク管理についてはＡＬＭ部署、市場取引に係る市場リスク管理については市場関連部署を中心に管理を行っております。市場リスク管理の統括部署であるリスク統括部はモニタリングを実施し、リスク量の状況、ストレステストの実施結果等についてリスク管理委員会に報告を行っております。また、連結される子会社及び子法人等においても、各社のリスクプロファイルに応じて市場リスク管理方針・規程等を含め、市場リスクを適切に管理する態勢を整

備し運営しております。

これらの市場リスク管理は、当行並びに連結される子会社及び子法人等の市場リスク管理部署において行われ、市場リスクの状況や問題点等は市場リスク管理の統括部署である当行のリスク統括部にて管理しております。

なお、市場リスク管理の監査については、リスク統括部及び各市場リスク管理部署における市場リスク管理態勢の整備状況等の適切性について、監査部署が監査を行う態勢としております。

（市場リスクに係る定量的情報）

当行において主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券（満期保有目的の債券及びその他有価証券）」、「預金及び譲渡性預金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。

これらの金融資産及び金融負債について、統計学的な手法により一定期間（詳細は後述保有期間参照）後の損失額を推計して市場リスク量とし、金利及び価格変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該損失額の推計には VaR を使用しております。

VaR の算出には、ヒストリカル・シミュレーション法を採用しております。前提条件は、観測期間 1,250 営業日、信頼区間 99%、保有期間は政策投資株式のみ 125 営業日とし、それ以外は 60 営業日としております。

2019 年３月 31 日現在で当行の主たる金融商品の市場リスク量（損失の推計値）は、20,023 百万円であり、内訳は、有価証券 14,735 百万円、預貸金等（有価証券以外）5,288 百万円となっております。

当行では、モデルが算出する VaR と実際の損益を比較するバックテスティングを実施しております。2018 年度に関して実施したバックテスティングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えられます。

但し、VaR 計測は統計的な仮定に基づいて算定したものであり、前提条件や算定方法等によって異なる値となる点や最大損失額の予測を意図するものではない点、及び将来の市場の状況は過去とは大幅に異なることがある点に注意を要します。

なお、金額等から影響が軽微な一部の金融商品並びに連結される子会社及び子法人等の金融商品につきましては、定量的分析を実施しておりません。

③流動性リスクの管理

当行は、「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき、流動性リスクの管理を行っております。日常的には、市場金融部で資金繰り管理が行われ、管理部署であるリスク統括部はモニタリングを実施し、その状況や支払準備資産等の状況、ストレステストの実施結果等についてリスク管理委員会に報告を行っております。

なお、流動性リスク管理の監査については、リスク統括部及び各流動性リスク管理部署における流動性リスク管理態勢の整備状況等の適切性について、監査部署が監査を行う態勢としております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2019 年３月 31 日における主な金融商品の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）現金預け金	235,430	235,430	—
（２）有価証券			
満期保有目的の債券	99	101	1
その他有価証券	1,108,656	1,108,656	—
（３）貸出金	1,839,806		
貸倒引当金（＊１）	△20,933		
	1,818,872	1,834,974	16,102
（４）その他資産			
金融商品等差入担保金	33,608	33,608	—
資産計	3,196,667	3,212,771	16,103
（１）預金	2,861,132	2,861,268	135
（２）譲渡性預金	116,038	116,080	42
（３）借用金	67,409	67,395	△14
負債計	3,044,580	3,044,744	163
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,977	1,977	—
ヘッジ会計が適用されているもの	252	252	—
デリバティブ取引計	2,230	2,230	—

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金（3,100 百万円）及び個別貸倒引当金（17,833 百万円）を控除しております。

（＊２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）現金預け金

満期のない預け金及び満期のある短期の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある長期の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

（２）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、年限に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

（３）貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（３ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

（４）その他資産

金融商品等差入担保金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負　債

（１）預金、及び（２）譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（３ヵ月以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（３）借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（３ヵ月以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約、クーポンスワップ）、債券関連取引（債券先物）であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（２）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
①　非上場株式（＊１）（＊２）	2,145
②　組合出資金（＊３）	8,665
合計	10,811

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当連結会計年度における非上場株式の減損処理は、該当ありません。

（＊３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	202,137	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	1,442	—	—	—	—	—
有価証券（＊１）						
満期保有目的の債券	—	100	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	99,449	273,226	263,834	94,306	145,880	131,719
貸出金（＊２）	501,511	265,126	280,812	172,736	178,660	402,882
合　計	804,540	538,452	544,647	267,043	324,540	534,602

（＊１）有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表価額とは一致しておりません。

（＊２）貸出金のうち、破綻懸念先以下に対する債権等、償還予定額が見込めない38,077百万円は含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（＊）	2,624,285	179,557	56,066	1,117	105	—
譲渡性預金	115,265	772	—	—	—	—
借用金	2,443	3,516	61,434	16	—	—
合　計	2,741,994	183,846	117,501	1,133	105	—

（＊）預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」が含まれております。

１．売買目的有価証券（2019 年３月 31 日現在）

該当ありません。

２．満期保有目的の債券（2019 年３月 31 日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	99	101	1
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社　債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小　計	99	101	1
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社　債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小　計	—	—	—
合　計		99	101	1

３．その他有価証券（2019 年３月 31 日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	53,173	32,887	20,286
	債　券	640,057	630,766	9,290
	国　債	127,061	123,846	3,214
	地方債	214,184	211,103	3,080
	短期社債	—	—	—
	社　債	298,810	295,816	2,994
	その他	267,680	258,307	9,373
	小　計	960,911	921,961	38,949
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	6,321	7,109	△788
	債　券	43,496	43,564	△67
	国　債	—	—	—
	地方債	24,555	24,574	△18
	短期社債	—	—	—
	社　債	18,941	18,990	△48
	その他	97,926	99,091	△1,165
	小　計	147,744	149,765	△2,020
合　計		1,108,656	1,071,727	36,928

４．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2018 年４月１日 至 2019 年３月 31 日）

該当ありません。

５．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2018 年４月１日 至 2019 年３月 31 日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株　式	30,284	2,063	2,213
債　券	17,863	39	—
国　債	13,963	37	—
地方債	3,000	—	—
短期社債	—	—	—
社　債	900	2	—
その他	141,745	1,247	6,729
合　計	189,893	3,350	8,942

６．保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

７．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における時価のある有価証券の減損処理は、該当ありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて 50%程度以上下落した場合であります。また、時価が取得原価に比べて 30%以上 50%未満下落した場合は、金融商品会計に関する実務指針に基づき当行が制定した基準に該当するものを時価が「著しく下落した」と判断しております。

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（2019 年３月 31 日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	17,874	△252

２．満期保有目的の金銭の信託（2019 年３月 31 日現在）

該当ありません。

３．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2019 年３月 31 日現在）

該当ありません。

（ストック・オプション等関係）

1.ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費　52百万円

2.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く)９名	当行取締役(社外取締役を除く)10名	当行取締役(非常勤取締役を除く)８名 執行役員８名	当行取締役(非常勤取締役を除く) ７名 執行役員７名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	当行普通株式 17,970株	当行普通株式 14,480株	当行普通株式 16,210株	当行普通株式 10,670株
付与日	2012年８月６日	2013年８月19日	2014年８月18日	2015年８月17日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2012年８月７日～ 2042年８月６日	2013年８月20日～ 2043年８月19日	2014年８月19日～ 2044年８月18日	2015年８月18日～ 2045年８月17日

	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(非常勤取締役を除く) ７名 執行役員７名	当行取締役(非常勤取締役を除く) ７名 執行役員７名	当行取締役(非常勤取締役を除く) ７名 執行役員７名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	当行普通株式 18,300株	当行普通株式 12,100株	当行普通株式 14,380株
付与日	2016年８月22日	2017年８月28日	2018年８月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2016年８月23日～ 2046年８月22日	2017年８月29日～ 2047年８月28日	2018年８月28日～ 2048年８月27日

（注）2017年10月１日付株式併合（10株につき１株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2017年10月１日付株式併合（10株につき１株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	3,000	4,770	7,760	7,990	15,580	12,100
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	3,000	4,770	7,760	7,990	15,580	12,100
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—	—

	2018年 ストック・ オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	14,380
失効	—
権利確定	—
未確定残	14,380
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

②単価情報

	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価	1株当たり 2,150円	1株当たり 2,790円	1株当たり 3,590円	1株当たり 5,210円	1株当たり 2,950円	1株当たり 3,910円

	2018年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり 1円
行使時平均株価	—
付与日における公正な評価単価	1株当たり 3,632円

３.ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された 2018 年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

（１）使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

（２）主な基礎数値及び見積方法

	2018 年ストック・オプション
株価変動性　（注）１	24.7%
予想残存期間　（注）２	3.0 年
予想配当　（注）３	１株当たり 80 円
無リスク利子率　（注）４	△0.10%

（注）１．2015 年８月 24 日の週から 2018 年８月 20 日の週までの株価の実績に基づき、週次で算出しております。

２．就任から退任までの平均的な期間、就任から発行日までの期間などから割り出した発行日時点での取締役の予想在任期間の平均によって見積りしております。

３．2018 年３月期の配当実績

４．予想残存期間に対応する国債の利回り

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額　　12,818 円 82 銭

なお、１株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。

１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額　　366 円 12 銭

潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額　　316 円 23 銭

なお、１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除し算定しております。